裁判官弾劾裁判所

辞令

（事務局長）裁判官弾劾裁判所参事　石川　隆昭

訟務課長事務取扱を命ずる（七月十五日）

（訟務課長心得）裁判官弾劾裁判所参事　村木　洋二

願により平成二十三年七月十四日限り参事を免ずる（七月十四日）

人事異動

内閣

江田　洋一

環境大臣秘書官に任命する（六月二十七日）

（東京高等裁判所判事・東京簡易裁判所判事）判事兼簡易裁判所判事　山本　哲一

兼官を免ずる

（岡山地方裁判所判事）判事　園部　秀穂

願に依り本官を免ずる（以上七月十日）

（さいたま地方裁判所判事兼さいたま家庭裁判所判事）判事　中西　茂

簡易裁判所判事に兼ねて任命する

（さいたま地方裁判所判事兼さいたま家庭裁判所判事・さいたま簡易裁判所判事）判事兼簡易裁判所判事　岩田　眞

兼官を免ずる（以上七月十一日）

公正取引委員会

（審査局審査長（第四審査長））内閣府事務官　岩成　博夫

財務省に出向させる（七月十二日）

金融庁

（監督局総務課信用機構対応室長兼監督局総務課監督企画官）内閣府事務官　伊野　彰洋

監督局総務課監督企画官兼務を免ずる

（財務省大臣官房会計課課長補佐）財務事務官　八原　正夫

内閣府事務官に任命する

監督局総務課監督企画官を命ずる（以上七月九日）

法務省

○定年退官

広島区検察庁副検事清水悟は、検察庁法第二十二条の規定により七月九日限り定年退官

財務省

（株式会社日本政策金融公庫国際協力銀行国際経営企画部経営管理室付参事役）　稲本　護昭

財務事務官に任命する

大臣官房付を命ずる

（独立行政法人医薬品医療機器総合機構財務管理部長）　山田　勲

財務事務官に任命する

主計局司計課予算執行調査分析官を命ずる

（独立行政法人国際観光振興機構企画本部総務部次長）　濵田　英男

財務事務官に任命する

主計局局付を命ずる

願により本官を免ずる（以上七月二日）

（東海財務局総務部長）財務事務官　西山　巨章

兼ねて東海財務局長心得を命ずる

（東海財務局長）同　坂本　正喜

大臣官房付を命ずる

願により本官を免ずる（以上七月三日）

（北海道財務局長）財務事務官　渥美　恭弘

大臣官房付を命ずる

（大臣官房付）同　中山　厚

北海道財務局長を命ずる（以上七月四日）

（金融庁検査局総務課統括検査官）内閣府事務官　橋本　進

財務事務官に任命する

東海財務局理財部検査監理官を命ずる（七月五日）

（国際局国際機構課長）財務事務官　吉田　正紀

大臣官房付を命ずる

（国際局総務課長）同　仲　浩史

兼ねて国際局国際機構課長を命ずる（以上七月六日）

会計検査院

（国土交通省大臣官房付）国土交通技官　藤澤　寛

会計検査院技官兼事務官（事務総長官房技術参事官）に転任させる

（事務総長官房技術参事官）会計検査院技官兼事務官　氏家　清彦

国土交通省に出向させる（以上七月十五日）

最高裁判所

岡山家庭裁判所判事　水上　敏

岡山地方裁判所判事に補する

岡山地方裁判所長を命ずる

札幌高等裁判所判事　小川　育央

岡山家庭裁判所判事に補する

岡山家庭裁判所長を命ずる

東京高等裁判所判事　山本　哲一

札幌高等裁判所判事に補する

部の事務を総括する者に指名する（以上七月十日）

東京地方裁判所判事　中西　茂

さいたま地方裁判所判事に補する

部の事務を総括する者に指名する

兼ねてさいたま家庭裁判所判事に補する

簡易裁判所判事　中西　茂

さいたま簡易裁判所判事に補する

仙台高等裁判所判事・仙台簡易裁判所判事　三角　比呂

仙台高等裁判所事務局長を免ずる

東京地方裁判所判事に補する

部の事務を総括する者に指名する

東京簡易裁判所判事に補する

仙台高等裁判所判事　佐々木宗啓

仙台高等裁判所事務局長を命ずる

さいたま地方裁判所判事兼さいたま家庭裁判所判事　岩田　眞

横浜家庭裁判所判事に補する

部の事務を総括する者に指名する

神戸地方裁判所判事補兼神戸家庭裁判所判事補・姫路簡易裁判所判事　廣瀬　裕亮

釧路地方裁判所判事補に補する

兼ねて釧路家庭裁判所判事補に補する

釧路簡易裁判所判事に補する（以上七月十一日）

○定年退官

判事押切瞳は七月十日限り定年退官

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、七月十四日フランス国の国祭日につき、同月十三日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成十五年政令第二百五十二号）第三条第三十九号の規定に基づき、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第二条第六号に規定する指定公共機関を公示する件（平成十六年九月十七日）の一部を次のように改正する指定をしたので公示する。

平成二十三年七月十五日

内閣総理大臣　菅　直人

第六十二号を次のように改める。

六十二　日本航空株式会社

労働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について

今般、長崎労働局の関係事業主を代表する者内丸琢也の辞任の申出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第２条第１項の規定に基づき、補欠の関係事業主を代表する者を指名いたしたいので、資格がある事業主の団体は、下記により関係事業主を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成23年7月15日

厚生労働大臣　細川　律夫

記

１　推薦資格　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第３条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係の成立している事業の事業主の加入している事業主の団体であって、長崎労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

２　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式による推薦書の正本及び副本に候補者の履歴書２部を添えて提出すること。

３　推薦締切日　平成23年７月27日

４　推薦書及び添付書類提出先　長崎労働局労働基準部労災補償課